

社会福祉法人大照学園 役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人大照学園(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 報酬は、法人と委任関係にある評議員及び役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事 報酬(賞与)
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1)報酬 別表2-(1)に定める額
- (2)賞与 別表2-(2)に定める算定式により算出される額

2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表3に定める額とする。

3 評議員に対する報酬の額は別表1に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 費用弁償はおこなわない。

(支給の方法)

第6条 常勤役員の報酬等は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度支払う。

(支給の形態)

第7条 報酬等及は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(細則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

附則

この規程は 2020 年 3 月 26 日 (定時評議員会の議決日) から施行する。

別表1(評議員の報酬)

	日 額
評議員会への出席	10,000 円

別表2(常勤理事の報酬等)

(1)月額報酬

役職名	月 額
業務執行理事	250,000 円

(2)賞与

6 月の賞与	報酬月額 1 か月分
12 月の賞与	報酬月額 1 か月分

別表3(非常勤役員の報酬)

(1)理事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000 円

(2)監事

	日 額
監事監査等への出席	10,000 円
理事会、評議員会等会議への出席	10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000 円